

愛知県新体育館整備・運営等事業

入札説明書

2020年8月

愛 知 県

目 次

1	入札説明書の定義.....	1
2	特定事業の選定に関する事項	2
	事業内容に関する事項.....	2
3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
	(1) 事業者の募集及び選定方法	9
	(2) 選定の手順及びスケジュール (予定)	9
	(3) 応募手続き等	9
	(4) 応募者等の構成及び参加・資格要件.....	11
	(5) 入札説明書等に関する個別対話.....	14
	(6) 入札手続きの方法等.....	15
	(7) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項.....	17
	(8) 契約に関する基本的な考え方.....	19
4	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項	21
	(1) リスク分担の考え方	21
	(2) 要求する性能等.....	21
	(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項.....	21
	(4) 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	21
5	特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	23
	(1) 係争事由に係る基本的な考え方	23
	(2) 管轄裁判所の指定	23
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	24
	(1) 基本的な考え方.....	24
	(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置.....	24
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
	(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項	25
	(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項	25
	(3) その他の支援に関する事項	25
8	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	26
	(1) 情報提供.....	26
	(2) 県議会の議決	26
	(3) 入札に伴う費用の負担.....	26
	(4) 使用言語及び通貨	26
	(5) 問合せ先.....	26

<添付資料>

- 添付資料 1 要求水準書
- 添付資料 2 落札者決定基準
- 添付資料 3 様式集及び記載要領
- 添付資料 4 基本協定書（案）
- 添付資料 5 特定事業契約書（案）
- 添付資料 6 ガバナンス基本計画

本書では、以下のように用語を定義します。

- 【公共施設の管理者】: 本事業を PFI 事業として事業者を実施させようとする地方公共団体の長をいいます。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して、県と特定事業契約及び実施契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいいます。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいいます。
- 【応募者】 : 応募企業又は応募グループをいいます。
- 【応募企業】 : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する単独の企業をいいます。
- 【応募グループ】 : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいいます。
- 【構成企業】 : 応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいいます。
- 【代表企業】 : 応募グループにより応募する場合に構成企業の中から定める、応募手続を行う企業をいいます。
- 【委員会】 : 落札者の決定に当たり、県が設置する学識経験者等で構成する愛知県新体育館整備・運営等事業 PFI 事業者選定委員会をいいます。
- 【落札者】 : 委員会から最優秀提案者の選定を受けて、基本協定及び特定事業契約の締結を予定する者として県が決定した者をいいます。
- 【計画地】 : 愛知県新体育館基本計画上の計画地をいいます。
- 【入札説明書等】 : 入札公告の際に県が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、特定事業契約書（案）、ガバナンス基本計画をいいます。
- 【事業提案書】 : 応募者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいいます。
- 【特許権等】 : 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいいます。
- 【Web ページ】 : 愛知県建築局公共建築部公共建築課 Web ページをいいます。

1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、2020年8月6日に特定事業として選定した「愛知県新体育館整備・運営等事業」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者（以下「応募者」という。）を対象に交付するものです。なお、この交付は、Webページでの公表をもって代えることとします。

本事業の基本的な考え方については、2020年7月7日に公表した実施方針と同様ですが、本事業の条件等については、実施方針等に関する質問回答、意見及び提案を反映しています。したがって、応募者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとします。

また、別添資料の「愛知県新体育館整備・運営等事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）、「愛知県新体育館整備・運営等事業落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）、「愛知県新体育館整備・運営等事業様式集及び記載要領」（以下「様式集」という。）、「愛知県新体育館整備・運営等事業基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）、「愛知県新体育館整備・運営等事業特定事業契約書（案）」（以下「特定事業契約書（案）」という。）及び「愛知県新体育館整備・運営等事業ガバナンス基本計画」（以下「ガバナンス基本計画」という。）は、本入札説明書と一体のものとしてします。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとします。

2 特定事業の選定に関する事項

事業内容に関する事項

ア 事業名称

愛知県新体育館整備・運営等事業

イ 事業に供される公共施設の種類

愛知県新体育館

ウ 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

エ 事業目的

愛知県体育館（以下「現体育館」という。）は、1964年10月の東京オリンピックの直前に完成し、以来、半世紀以上、夏の風物詩にもなっている大相撲名古屋場所の開催などを通して、県民に親しまれている施設であります。しかしながら、施設の老朽化とともに、国際大会を開催するための規模・機能が国際水準を満たしていないため、県は、2026年9月19日から10月4日まで開催予定の「第20回アジア競技大会」（以下「アジア大会」という。）に利用できるよう、2025年夏のオープンを目指し、愛知県新体育館（以下「新体育館」という。）の整備を進めることとしました。

県は、2019年6月11日に公表した「愛知県新体育館基本計画」(※)を踏まえて、新体育館について、国際大会を開催するために必要な規模・機能を有することで、国際スポーツ大会などの誘致を可能とし、かつ、大相撲名古屋場所の開催など現体育館が担ってきた伝統や歴史をさらに発展させていく愛知・名古屋のシンボルとなる施設を目指すこととしています。

※「愛知県新体育館基本計画」(Web ページ)

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokyokenchiku/shintaiikukan-kihonkeikaku.html>)

<コンセプト>

- ① 大相撲名古屋場所にふさわしい風格のある施設
- ② ピンポン外交など50年以上の愛知県体育館の歴史を引き継ぐ施設
- ③ 全国大会を常時開催できる施設
- ④ アジア大会を始めとした国際大会を開催できる施設
- ⑤ 全国レベルのコンサート、イベント、コンベンション等の拠点となる施設

オ 事業概要

(ア) 事業方式

県は、本事業を実施するにあたり、前述のコンセプトに基づき、将来の維持管理・運営を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と維持管理・運営を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求めます。

そこで、新体育館の施設整備については、PFI法に基づき、事業者が自らの提案をもとに新体育館の設計・建設を行った後、県に新体育館の所有権を移転する方式(BT(Build

Transfer) 方式) により実施することを想定しています。あわせて、維持管理・運営については、県が事業者に対して、PFI 法第 2 条第 6 項に定める公共施設等運営権 (コンセッション) 方式により、新体育館の公共施設等運営権 (以下「運営権」という。) を設定し、事業者が多様な利用者に対しホスピタリティの向上に資するサービスの提供を行うこととします。

これにより、質の高い県民サービスの提供と、事業者の収益性の確保、さらに運営権対価の最大化が図られ、本事業を通じ、県内の企業・県民、運営にあたる民間事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現します。

なお、事業者の使用許可権限を付与するため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項に基づき、公の施設の指定管理者制度を併用することとします。

(イ) 本事業の対象

本事業の対象地は、新体育館を含む計画地全体とし、本事業の運営権設定対象施設は、スポーツの国際大会や大規模なコンサートが開催できるメインアリーナ、様々なスポーツ大会やイベント開催に対応できるサブアリーナ、サブアリーナとも一体利用できて様々なイベント開催に対応できる多目的ホールで構成される新体育館 (一体利用する施設も含む。) とします。

(ウ) 事業範囲

a 特定事業

特定事業は、次の c (a) から (c) 及び (e) とし、事業者が、多様な利用者が新体育館を利用するにあたり、ホスピタリティの向上に資するサービスの提供を行うことを念頭においた施設整備・運営を求めます。

b 任意事業

任意事業は、次の c (d) とします。事業者、事業者の構成企業、これらが出資する企業又は事業者と連携する企業 (以下「任意事業実施企業」という。) は、事業期間中、計画地において、都市公園法第 2 条第 2 項第 7 号の政令で定める便益施設 (飲食店、売店、宿泊施設等) の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営、本事業の対象施設の価値を高め、特定事業に連携するものとして、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえたうえで、独立採算による任意の事業を行うことができます。

c 業務一覧

(a) 設計・建設段階

i 設計業務

- ・事前調査業務
- ・設計業務及びその関連業務

ii 建設業務

- ・建設業務及びその関連業務
- ・什器備品調達・設置業務
- ・工事監理業務
- ・完成後業務

(b) 準備段階

開業準備業務

- ・利用規約案の策定業務

- ・維持管理・運営業務の準備業務
- ・予約管理業務
- ・料金収受業務
- ・広報・誘致業務
- ・行政等への協力業務

(c) 維持管理・運営段階

i 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・設備保守管理業務
- ・什器備品保守管理業務
- ・修繕等業務
- ・衛生管理・清掃業務
- ・保安警備業務
- ・植栽維持管理業務
- ・外構施設保守管理業務

ii 運営実施業務

- ・予約管理・貸出業務
- ・料金収受業務
- ・広報・誘致業務
- ・行政等への協力業務
- ・総合案内業務
- ・安全管理・防災・緊急時対応業務
- ・近隣対応・周辺連携業務
- ・駐車場管理業務
- ・事業期間終了時の引継業務

(d) 連携業務

(e) 共通

統括マネジメント業務

- ・統括管理業務
- ・運営企画業務
- ・総務・経理業務
- ・ガバナンス業務

(エ) 予定価格

設計・建設費相当額（以下「設計・建設費」という。）の一部とし、その価格は20,000,000,000円（消費税及び地方消費税込み）とします。

カ 事業期間

事業期間は、新体育館の設計・建設期間が2021年6月から2025年3月の3年9ヶ月間、維持管理・運営期間（運営権存続期間）が2025年4月から2055年3月の30年間とします。

なお、アジア大会開催期間中の取扱いについては、別に定める資料において示します。

キ 事業スケジュール（予定）

年 月	内 容
2021年6月	特定事業契約の締結
2021年6月～2025年3月	設計・建設期間（施設の引渡し2025年3月末）
2025年4月	運営権の設定
2025年4月～2055年3月	維持管理・運営期間（運営権存続期間）（30年）

ク 事業者の収入及び費用に関する事項

本事業に係る収入及び費用の考え方は、以下のとおりです。

（ア）サービス購入料について（図表1「事業スキーム」参照）

県は、本事業における設計・建設費の一部をサービス購入料として事業者を支払うため、サービス購入料の予定価格を設定し、提案を受けることとします。

なお、応募者は、算出根拠となる設計・建設費、維持管理・運営費相当額（以下「維持管理・運営費」という。）、利用料金収入等相当額（以下「利用料金収入等」という。）及び運営権対価相当額（以下「運営権対価」という。）についても、参考として示すものとします。

サービス購入料の支払いについては、設計・建設段階終了後、施設の引き渡し時に一括して事業者を支払います。

（イ）任意事業

任意事業実施企業は、自らの責任及び費用負担において、任意の事業として、特定事業に連携した業務を行うことができます。

（ウ）利用料金収入等

利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議の上で事業者が設定し、事業者に帰属することとします。

ただし、入場料が無料又は少額な行事日の利用料金については、県が定める条例の範囲内で事業者が設定します。

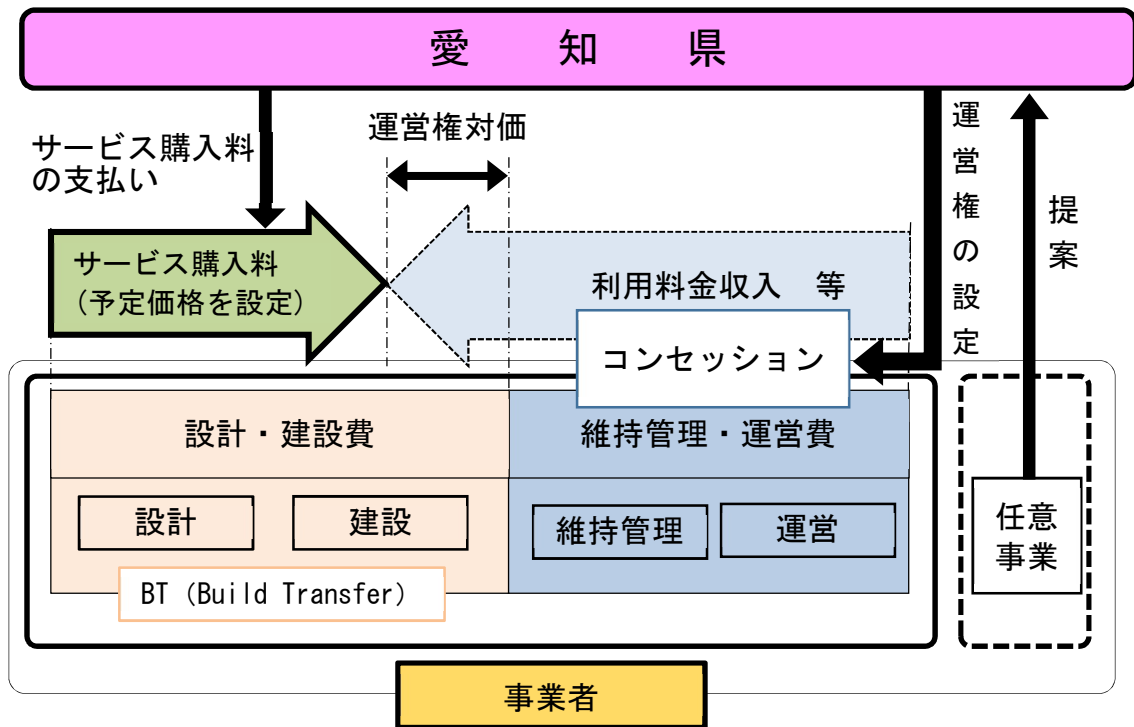
また、事業者は、ネーミングライツやホスピタリティの向上に資するサービスの提供等による収入を得ることができます。

事業者が行うホスピタリティの向上に資するサービスの提供は、運営権を権原に事業者自ら又は第三者に委託することができます。また、事業者が県と賃貸借契約を締結のうえ、第三者に転賃貸借を行うことも可能です。この場合、県は事業者から賃貸借による貸付料は徴収しません。

（エ）維持管理・運営

施設の維持管理及び運営については、事業者による利用料金収入等による事業運営とします。

<図表1 事業スキーム>



ケ 事業者による運営の結果生じる収益等の帰属

事業者の創意工夫によって生じる収入増及び経費節減による収益については、原則としてその全額を事業者に帰属させることとします。

コ 公共施設等運営権存続期間終了時の取扱い

公共施設等運営権の存続期間（以下「存続期間」という。）が終了する際における運営権等の主な取扱いは次のとおりとします。

(ア) 運営権

対象施設の存続期間の終期をもって当然に消滅します。

(イ) 対象施設

事業者は、存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、対象施設を、県又は県の指定する者（以下「県等」という。）に引き継ぎ、退去しなければなりません。

(ウ) 事業者の保有資産等（備品等を含む）

本事業の実施のために事業者が所有する資産については、存続期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分することとします。ただし、県等は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができます。引き継ぎの詳細については、県又は県の指定する者と事業者の協議により定めるものとします。

(エ) 業務の引き継ぎ

事業者は、存続期間終了前において、自らの責任及び費用負担により、本事業に係る業務が円滑に県等に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければなりません。

なお、存続期間終了後の運営体制等は未定であることから、存続期間終了後の施設利

用に係る予約の引き継ぎ等の詳細については、存続期間終了前に県等と事業者との協議により決定することとします。

サ 追加投資等の取扱い

(ア) 施設・設備・備品等

事業者は、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、新体育館のサービス向上及び収益性の改善・確保に資する追加投資を行うことができます。追加投資の対象部分は、県の所有物となり、運営権の対象施設に含み、追加投資による収入の増加は事業者に帰属します。なお、存続期間終了時の引き継ぎについては、他の施設・設備・備品等と同様の扱いとします。

追加投資を認めない条件については、要求水準書において示します。

(イ) 事業者の保有資産等（備品等を含む）

事業者は、本事業の実施のために保有する資産等について、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得たうえで、自らの判断で新規投資、改修、追加投資を行うことができます。

(ウ) 大規模修繕

県は、事業者が提案時に作成した中長期修繕計画を参考に、対象施設について、県が使用状況等を踏まえ、妥当であると判断した場合に、劣化した建物及び設備及び外構を竣工時の施設水準に回復させるための大規模修繕を実施するものとします。

なお、大規模修繕の実施時期及び期間は、施設引き渡し後 15 年から 20 年までの間の 1 回を想定し、詳細については、あらかじめ事業者と協議により決定しますが、大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償は行わないものとします。

シ 事業に必要な法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI 法及び基本方針のほか、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守することとします。

ス 県職員の派遣

事業者は、自らが有するノウハウや創意工夫を最大限発揮し、本事業を遂行すべきであることから、県は、事業者への職員の派遣を行わないものとします。

＜参考 本事業の概要＞

項目	統括マネジメント				任意事業	
	設計建設	開業準備	維持管理	運営実施		
PFI 特定事業範囲	○	○			—	
運営権設定範囲	—	○ (統括マネジメント業務含む)			—	
契約	特定事業契約				別途任意の事業協定書	
事業主体	事業者				※1	
期間	2021年6月～ 2025年3月	※2	2025年4月～2055年3月			
サービス購入料	○	—	—	—	—	
利用料金徴収	—	○			—	
共通目的	<ul style="list-style-type: none"> 多様な利用者や観客に対しホスピタリティの向上に資するサービスの提供。 県民サービスの質の向上を図るとともに、民間経営による収益性の確保と運営権対価の最大化による県負担の軽減を図ること。 本事業を通じて、県内の企業・県民、運営にあたる民間事業者、行政のそれぞれにとってメリットの高い、「三方良し」を実現する。 					
個別目的	<ul style="list-style-type: none"> 多様な利活用方法、利用者に対応できる施設の実現 名城公園やその周辺エリアの価値を高める景観の実現 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の整備後速やかに維持管理業務、運営実施業務に移行できるように業務を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安心、安全かつ快適な施設利用に資すること 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツの国際大会や全国レベルのコンサートを開催し、観戦や鑑賞体験の向上を目指す 快適で満足度の高いサービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 新体育館の魅力をより一層向上させ、新たな需要創造にもつながるような企画、実施を期待すること 	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> 設計業務 建設業務 工事監理業務 	<ul style="list-style-type: none"> 開業準備業務 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務 	<ul style="list-style-type: none"> 運営実施業務 	<ul style="list-style-type: none"> 連携業務 	
目標値標準基準	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書	要求水準書 ※3	
ガバナンス	会議体	○	○	○	○	○
	第三者機関	○	○	○	○	○
	基本計画	○	○	○	○	○

※1) 任意事業実施企業

※2) 事業者の設計業務完了後、県が設置管理条例の制定及び指定管理者の指定を行った後に開始するものとする。

※3) 任意事業については、事業者の提案を基に別途水準を設定する。

3 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に基づく総合評価一般競争入札方式を採用します。

なお、本事業は、平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO 政府調達協定」という。）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）が適用されます。

(2) 選定の手順及びスケジュール（予定）

選定に当たっての手順及びスケジュールは、以下のとおりです。

年月日	内 容
2020 年 8 月 7 日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
2020 年 8 月 7 日 ～ 8 月 28 日	入札説明書等に関する質問の受付
2020 年 8 月 20 日	入札説明書等に関する説明会
2020 年 9 月 11 日	入札説明書等に関する質問回答の公表
2020 年 9 月 11 日 ～ 10 月 1 日	参加表明書の受付
2020 年 10 月 5 日	資格審査結果の通知
2020 年 10 月 5 日 ～ 10 月 7 日	個別対話参加申込及び質問の受付
2020 年 10 月 12 日 ～ 10 月 16 日	入札説明書等に関する個別対話
2020 年 11 月 2 日	個別対話に関する回答の公表
2020 年 12 月 18 日	入札及び開札、事業提案書の受付
2021 年 3 月	落札者の決定及び公表
2021 年 3 月	基本協定の締結
2021 年 4 月	事業者との特定事業仮契約の締結
2021 年 6 月	事業者との特定事業契約の締結

(3) 応募手続き等

ア 入札公告、入札説明書等の公表・交付

県は、実施方針に対する質問及び意見を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を Web ページ上に公表します。また、同様の内容のデータを、愛知県建築局公共建築部公共建築課新体育館第一グループにおいて CD-R で交付します。なお、交付部数は 1 企業あたり 1 部とします。

イ 入札説明書等に関する質問受付及び回答の公表

(ア) 提出方法

＜様式1＞に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出してください。また、電子メール送信後には必ず確認の電話をしてください（以下同様とします）。

なお、本事業のPFIに係る内容以外の質問に関しては回答しない場合があります。

(イ) 提出期間

2020年8月7日（金）から2020年8月28日（金）午後5時まで（必着）

(ウ) 提出先

愛知県建築局公共建築部公共建築課 新体育館第一グループ

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-8501）

電 話 番 号 052-954-6970（ダイヤルイン）

メールアドレス shin-taiikukan@pref.aichi.lg.jp

(エ) 回答の公表

質問者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2020年9月11日（金）にWebページにおいて回答を公表する予定であり、個別に回答は行いません（公表にあたり、質問者名は公表しません）。また、提出のあった質問のうち、県が必要であると判断した場合には、直接ヒアリングを行うことがあります。

ウ 入札説明書等に関する説明会

本事業に対する事業者の参入促進のため、入札説明書等に関する説明会を開催します（参加できない場合でも不利益となることはありません）。

(ア) 説明会

開催日時 2020年8月20日（木）午後1時30分から

開催方法 Web開催（詳細については、後日Webページに掲載します。）

*入札説明書等の資料は、各自Webページからダウンロードして参加してください。

(イ) 参加申込方法

＜様式2＞に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出してください。

(ウ) 提出期間

2020年8月7日（金）から2020年8月17日（月）午後5時まで（必着）

(エ) 提出先

イ（ウ）と同じ。

(オ) その他（現地説明会について）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、現地説明会の開催につきましては未定とします。詳細につきましては、後日Webページに掲載します。

エ 守秘義務対象資料の配布

(ア) 配布申込方法

＜様式3-1＞～＜様式3-3＞に必要事項を記載のうえ、持参又は電子メールにより提出してください。

配布方法につきましては、提出時においてお知らせします。

(イ) 提出期間

a 持参による場合

2020年8月7日(金)から2020年9月14日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

b 電子メールによる場合

2020年8月7日(金)から2020年9月14日(月)午後5時まで(必着)

(ウ) 提出先

イ(ウ)と同じ。

オ 参加表明書の提出、参加資格の確認、資格審査結果の通知

応募者は、参加表明書の提出にあわせて、参加資格を満たすことを証明するために、参加資格確認書類を提出し、参加資格の有無について県の確認を受けることとします。

(ア) 提出方法

<様式4-1>から<様式7-2>までに必要事項を記載のうえ、**持参又は郵送により提出してください。**

(イ) 提出期間

a 持参による場合

2020年9月11日(金)から2020年10月1日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

b 郵送による場合

書留郵便とし、2020年10月1日(木)午後5時までに必着とします。

(ウ) 提出先

イ(ウ)と同じ。

(エ) 資格審査の結果

2020年10月5日(月)に各応募者に通知します。なお、資格審査を通過しなかった者は、2020年10月12日(月)までに、県に対してその理由について書面により説明を求めることができます。

(4) 応募者等の構成及び参加・資格要件

ア 応募者の構成等

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の応募企業又は応募グループとします。

応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続きを行うものとします。

なお、応募企業又は応募グループの構成企業(以下「応募者等」という。)は、他の応募者等として本入札に参加できないものとします。

応募者は、参加表明書において、2 オ(ウ) c 業務一覧に示す(a)～(c)及び(e)の業務に携わる応募者等の企業名(応募グループにあたっては、代表企業名を含む。)及び携わる業務を明記することとします。ただし、2 オ(ウ) c 業務一覧に示す(a)～(c)の業務において、携わる構成企業の企業名の明記がない場合でも応募できるものとします(応募にあたって、実施する企業名の明記の有無についての評価は行わないものとしま

す。)。その場合には、各業務に着手するまでに、当該業務に携わる構成企業又は事業者から直接業務を受託し、若しくは請け負う企業を決定し、県の承認を受けるものとします。

なお、前段ただし書きに該当する場合において、事業者が、設計業務及び建設業務に携わる企業を決定する場合に限り、WTO 政府調達協定に準拠した調達を行うことを求めます。調達の詳細については、基本協定書（案）において示します。

(ア) 代表企業の取扱い

原則、変更できないものとします。

ただし、本施設の運営開始後は、県が承認した場合に限り、変更できるものとします。

(イ) 構成企業の取扱い

県が承認した場合に限り、変更できるものとします。

なお、他の応募者等であった者は、新たに参加できないものとします。

イ 応募者等の参加要件

応募者等のいずれも、参加表明書提出時において、以下の（ア）～（ク）の全ての要件を満たしていることを要件とします。なお、事業提案書提出時点では、特定のスポーツ団体等が、応募グループの構成企業となることは認めないものとします。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であることとします。

(イ) 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であることとします。

(ウ) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であることとします。

(エ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であることとします。

(オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこととします。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要であります。

(カ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその法人と資本関係若しくは人的関係がある者(※)でないこと。「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、次に示すとおりです。

- ・株式会社日本総合研究所
- ・株式会社安井建築設計事務所
- ・デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社
- ・西村あさひ法律事務所

(キ) 3（7）イの委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係が

ある者（※）でないこととします。

(ク) 他の応募者との間に、資本関係若しくは人的関係がある者（※）でないこととします。

※「資本関係若しくは人的関係がある者」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 又は第 4 号の 2 に規定する親会社等・子会社等の関係がある場合をいいます。

ウ 応募者等の資格要件

(ア) 応募企業又は応募グループの代表企業の要件

以下の要件を全て満たすものとします。

なお、応募企業又は応募グループの代表企業は、適切な経営体制及び適切なガバナンス体制（特に特別目的会社自身の内部統制）を構築するものとします。

a 応募企業若しくは応募グループの代表企業又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係にあるものが、次の（a）又は（b）のいずれかの実績を有していること。なお、実績は、日本国内におけるものに限らないこととします。

(a) 公共施設又は商業施設の運営の実績

(b) PFI 法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業の実績

b 参加表明書の受付時において自己資本が 50 億円以上であること。

c 参加表明書の受付時において、令和 2 年度及び令和 3 年度の物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿に登録していることを求めます。登録されていない場合は、同名簿の大分類「01. 物品の製造・販売」、「02. 物品の買受」又は「03. 役務の提供等」のいずれかに登録することを求めます。この場合、「01. 物品の製造・販売」、「02. 物品の買受」又は「03. 役務の提供等」に既に登録済みの企業から代表企業の参加を求めているのではなく、上記名簿に登録されていない者で本入札への参加を希望する者が登録する必要があります。なお、参加表明書の提出日までにおいて、入札参加資格審査の申請を行い受理されていることで登録したものとみなします。

(イ) 設計業務又は工事監理業務にあたる企業

以下の要件を全て満たすものとします。なお、設計業務は、原則、提案書提出時に図面等を作成した企業が行うこととします。ただし、やむを得ない理由がある場合は、県と協議の上、変更することができるものとします。この場合、提案書提出時に提出した図面等は変更できないものとします。

a 当該業務に携わる企業を届出時において、愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されていること又は、入札参加資格審査の申請を行い受理されていること。

b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。

(ウ) 建設業務にあたる企業

以下の要件を全て満たすものとします。

a (イ) a に同じ。

b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていることとします。なお、応募グループにより応募する場合は、工事を担当する構成企業又は事業者から直接業務を受託若しくは請負う企業

のいずれかが上記の許可を受けていることとします。

- c 入札参加資格名簿において認定された経営事項評価点数が、b で定める建築工事業については1,200点以上であることとします。また、建築工事業の他に、電気工事業、管工事業、土木工事業、造園工事業の企業が応募する場合は、「建築工事業については1,200点以上」を、「電気工事業については870点以上」、「管工事業については860点以上」、「土木工事業については1,110点以上」、「造園工事業については820点以上」と読み替えることとします。

なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも1者が分担する業務について、当該要件を満たしていることとします。

エ 応募者等の失格

応募者等が、資格審査通過時点から落札者決定前までにイ及びウを欠く事態が生じた場合は、失格とすることがあります。

(5) 入札説明書等に関する個別対話

県と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による入札説明書等の解釈を明確化する等を目的として、資格審査を通過した者と以下のとおり個別対話を実施します。

ア 開催期間及び場所

開催期間 2020年10月12日(月)から2020年10月16日(金)まで

※必要に応じて追加日程を検討します。

開催場所 名古屋市内又は東京都23区内(予定)

イ 参加申込方法

<様式8>及び<様式9>に必要事項を記載のうえ、電子メールにより提出してください。

ウ 提出期間

2020年10月5日(月)から2020年10月7日(水)午後5時まで(必着)

エ 提出先

(3)イ(ウ)に同じ。

オ 個別対話の実施

(ア)入札説明書等に関する個別対話の開催日時及び開催場所並びに実施方法については、申込者に別途連絡します。

(イ)参加人数は、8名以内とします。

(ウ)個別対話は、県と応募者の意思疎通を図る場であり、提案内容に関わる対話も想定されることから、応募者ごとに個別に行うものとします。

(エ)個別対話の結果については、参加者の有する特殊な技術、ノウハウ等に係る事柄、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2020年

11月2日（月）にWebページにおいて回答する予定です。

（6）入札手続きの方法等

ア 入札及び開札

（ア）入札方法

<様式 10>から<様式 13>に必要事項を記載のうえ、**持参又は郵送により提出してください。**

提出書類に関する詳細につきましては、様式集を参照してください。

（イ）日時

a 持参による場合

2020年12月18日（金）午後1時30分

b 郵送による場合

書留郵便とし、（3）イ（ウ）提出先へ2020年12月17日（木）午後5時までに必着とします。

（ウ）入札場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-8501）

（エ）入札書類

入札書等（<様式 11>～<様式 14>） 正本1部

（オ）開札の立会い

応募者又はその代理人は、開札に立ち会ってください。応募者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に携わっていない県の職員を立ち会わせるものとします。

（カ）入札執行回数

1回とします。

（キ）入札の無効

入札公告において示した入札参加資格のない者が行った入札、参加表明書等提出資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札者心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、資格審査を通過した者であっても、開札時において（4）イ又は（4）ウに掲げる資格のない者は入札参加資格のない者に該当します。

イ 事業提案書の提出

（ア）提出方法

応募者の内、入札書に記載された入札金額が、予定価格から消費税及び地方消費税を減じた額以下であった者は、事業提案書を受け付けます。

提出書類に関する詳細につきましては、様式集を参照してください。

（イ）日時

a 持参による場合

2020年12月18日（金）午後1時30分

b 郵送による場合

書留郵便とし、（3）イ（ウ）提出先へ2020年12月17日（木）午後5時までに必

着とします。

(ウ) 提出場所

愛知県自治センター地下2階 愛知県入札室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-8501）

(エ) 提出書類

事業提案書（＜様式A～様式S－9＞） 正本1部・副本11部

ウ 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の県への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとします。

エ 応募にあたっての費用の負担

本事業の応募に当たっての費用は、全て応募者の負担とします。

オ 入札の辞退

応募者が入札を辞退する場合は、＜様式15＞を2020年12月18日（金）正午まで（必着）に、持参又は郵送により（3）イ（ウ）に提出してください。

カ 入札の取り止め等

県が公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、県は、入札の執行を延期若しくは取り止めることがあります。

キ 入札価格の記載

入札価格は、様式集に基づいて記載してください。

ク 提出書類の取扱い

(ア) 著作権

県が示した図書の著作権は、県に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、応募者に帰属し、原則として、公表しません（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く）。

なお、県は、本事業においての落札者の公表時及びその他県が必要と認める場合には、応募者の承認を得て、事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権等の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負います。

(ウ) その他

提出書類は返却しません。

また、著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者において処理するものとし、県は一切の責を負いません。

ケ 入札保証金

免除します。

コ 県からの提供資料の取り扱い

県が提供する資料は、本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとします。

サ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができないものとします。

シ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがあります。

(7) 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

ア 審査に関する基本的な考え方

委員会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び応募者から提出された事業提案書の審査を行います。

また、県は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

なお、県又は委員会が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行います。詳細については、落札者決定基準において示します。

イ 委員会の構成

県が設置する委員会は、以下7名の委員により構成されます（敬称略）。

区分	氏名	所属・役職（2020年8月7日時点）
委員長	山内弘隆	一橋大学大学院 経営管理研究科特任教授
委員	伊香賀俊治	慶應義塾大学 理工学部教授
	石井至	株式会社石井兄弟社 代表取締役 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議 委員
	藤本欣伸	西村あさひ法律事務所 弁護士
	山田泉	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーリー合同会社 統括パートナー 公認会計士
	飯田靖	愛知県スポーツ局長
	砂原和幸	愛知県建築局長

委員に異動があった場合は、後任者をもって充てるものとします。

なお、応募者等が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等働きかけを行った場合は、失格とします。

ウ 審査手順

提案の審査は、資格審査と提案審査の2段階で実施します。

(ア) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は入札説明書等で示した参加要件、資格要件及び実績についての確認審査を行います。このとき、県は委員会の委員から意見を聴くことができることとします。

(イ) 提案審査

a 基礎審査

県及び委員会において、応募者により提出された事業提案書について、基礎審査事項を充足していることを確認します。

県及び委員会は、事業提案書に記載された内容が、本事業の要求水準を満足していることの確認を行います。

b 総合評価

基礎審査を通過した応募者の提案内容に対して、委員会は、総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定します。

なお、審査基準等の詳細については、落札者決定基準において示します。

エ 提案内容に関するヒアリングの実施

事業提案書の審査に当たって、基礎審査を通過した応募者に対してヒアリングを行います。

実施時期 2021年1月頃（予定）

実施内容 後日、日時、場所、ヒアリング内容等を応募企業又は応募グループの代表企業に連絡するものとします。

オ 落札者の決定・公表

県は、落札者を決定した場合、その結果は事業提案書を提出した応募者に通知するとともに、Web ページにおいて公表します。

なお、落札者が落札者決定時から特定事業契約締結時まで、(4)イ及びウを欠く事態が生じた場合は、特定事業契約を締結しないことがあります。

ただし、代表企業以外の構成企業が上記の事由に該当した場合に限り、県と協議の上、当該構成企業の変更を認めることがあります。

カ 事業者の選定

県と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続を行い、特定事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定します。

ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行い、契約を締結することがあります。

キ 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないとして県が判断した場合には、事業者

を選定せず、この旨を速やかに公表します。

(8) 契約に関する基本的な考え方

ア 基本協定の締結

県と落札者は、特定事業契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各構成企業の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項並びに次に示す準備行為を規定した基本協定を締結します。

準備行為とは、落札者自らの費用及び責任において行う、本事業の実施に関して必要な準備（設計に関する打合せを含む。）を指します。

なお、特定事業契約が効力を生じるに至らなかった理由が落札者の責めに帰すべき事由によるものでないと認められるとき、県は、準備行為に要した費用について、合理的な範囲でこれを負担するものとします。

イ 特別目的会社の設立等

落札者は、会社法に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社を、特定事業契約の仮契約締結前までに、愛知県内に設立するものとします。

なお、設立する特別目的会社は、本事業以外の事業を兼業することはできません。

応募企業及び構成企業となる者の全ては、当該会社に対して出資するものとし、議決権を有する株式（一定の条件で議決権を有することとなる株式及び取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下「議決権付株式」という。）による出資者は、構成企業のみとすることとします。

なお、すべての議決権付株式による出資者は、特定事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできないものとします。

ウ 特定事業契約の締結

県と特別目的会社は、施設の設計・建設を包括的かつ詳細に規定する契約及び施設の維持管理・運営について、PFI 法第 22 条第 1 項に基づく公共施設等運営権に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約を締結します。

エ 運営権の設定

県は、次に掲げる（ア）～（エ）の条件の全部が成就することを停止条件として、本施設に、事業者が本施設に係る維持管理・運営業務を実施するための運営権を設定します。次に掲げる（ア）～（エ）の条件の全部が成就し運営権が設定された場合、県は、事業者に対し、運営権設定書を交付します。

なお、運営権は、設計・建設業務完了の日（建設業務を終え、県の確認を得て施設整備に係る工事目的物を県に引き渡す予定の日をいう。以下同じ。）に設定するものとし、事業者は運営権設定後、法令に従って運営権の設定登録を行うものとします。

（ア）完了検査及び引き渡しに従い、本施設の設計・建設業務が完了し、施設整備に係る工

事目的物の引き渡しを受けて県が所有権を取得していること。

- (イ) 施設設置管理条例が制定及び施行されること。
- (ウ) 運営権の設定に係る PFI 法第 19 条第 4 項に定める県議会の議決を経ていること。
- (エ) 要求水準書等に基づき、維持管理・運営業務の開始に向けた手続が円滑に進捗していること。

オ 事業契約上の債権の取り扱い

(ア) 債権の譲渡

事業者は、事前に県の承諾がなければ、県に対して有する債権（支払請求権）を譲渡することはできません。

(イ) 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、県に対して有する債権に対し、質権を設定する場合及びこれを担保提供する場合には、事前に県の承諾がなければ行うことはできません。

カ 契約保証金の納付等

(ア) 事業者は、本施設の設計及び建設において、設計・建設費及び当該金額にかかる消費税及び地方消費税の合計額の 10 分の 1 以上に相当する額の契約保証金を、設計業務の開始までに県に納付するものとし、当該業務期間が完了するまでこれを維持するものとし、

(イ) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供等をもって代えることができます。

a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b 本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証

(ウ) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除します。

a 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

b 本契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約締結

4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、新体育館の設計・建設及び維持管理・運営上の責任は、原則として事業者が負うものとします。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

なお、特定事業において予想されるリスクの県及び事業者の責任分担は、特定事業契約書に示し、任意事業において予想されるリスクの県及び事業者の責任分担は、別途締結する任意事業協定書において示します。

(2) 要求する性能等

事業者は、入札説明書等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、施設の機能が十分発揮できるように、施設の設計・建設、維持管理及び運営を行います。なお、本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、要求水準書において示します。

(3) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

事業者は、特定事業契約書に従って責任を履行することとします。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を行うものとします。

(4) 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

ア 事業者の保有する運営権の譲渡

事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとします。

ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに運営権者となる者について、欠格事由や実施方針適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めるときに限り、県は議会の議決を経て、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとします。

イ 特定事業契約締結後における事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権付株式並びに議決権付株式に該当しない株式（以下「完全無議決権株式」という。）を発行することができることとします。

なお、議決権付株式にかかる新株予約権は、議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は、完全無議決権株式とみなします。

(ア) 完全無議決権株式

事業者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることとします。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権その他の担保権を設定する（以下「処分」という。）ことができます。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、事業者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資

格要件を満たしたうえで株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとします。

- a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- b 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- c 会社更生法第17条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- d PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

(イ) 議決権付株式

事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合、入札説明書等公表時に示す基本協定書（案）により予め認められたものを除き、県の事前の承認を受けるものとします。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（例：事業者に対して融資等を行う金融機関等）以外の第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分を行おうとするときは、県の事前の承認を受ける必要があるものとします。

県は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ、当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認することとします。

5 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約書に定める具体的な措置に従うものとします。

(2) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、特定事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

(2) 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに特定事業契約の規定に従い次の措置をとることとします。

ア 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約書に定める県の要求水準を下回る場合、その他特定事業契約書に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、県は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることとします。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、県は、特定事業契約を解除することができます。県が特定事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた合理的損害を賠償するものとします。

イ 県の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、特定事業契約書の定めに従い、特定事業契約を解除することができます。この場合、県は、事業者に生じた合理的損害を賠償するものとします。

ウ その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び事業者は、特定事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じます。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では法制上及び税制上の優遇措置はありませんが、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、特定事業契約書の定めに従い、県と事業者で協議を行います。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者は県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合は、これに協力し、検査業務についても協力することとします。

(3) その他の支援に関する事項

県は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を事業者に対して行うこととします。

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1) 情報提供

本事業に関する情報提供は、Web ページを通じて適宜行います。

(2) 県議会の議決

この入札による契約は、愛知県議会の議決を要するため、特定事業契約に関する仮契約締結後、直近に行われる愛知県議会に提出し、議決を経たうえで契約を確定します。

(3) 入札に伴う費用の負担

本事業の入札に係る費用は、いかなる場合であっても、すべて応募者の負担とします。

(4) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限ります。

(5) 問合せ先

愛知県建築局公共建築部公共建築課 新体育館第一グループ

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（郵便番号 460-8501）

電 話 番 号 052-954-6970（ダイヤルイン）

メールアドレス shin-taiikukan@pref.aichi.lg.jp